

浜松市本田宗一郎顕彰基金に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、浜松市名誉市民である本田宗一郎の業績を顕彰し、その創造の精神を次代に継承するため設置する浜松市本田宗一郎顕彰基金(以下「基金」という。)について必要な事項を定める。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生じる収益は、基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金を歳入歳出現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、本田宗一郎を顕彰するための事業に要する経費に充てるときに限り処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

1 この条例は、平成17年7月1日から施行する。

2 天竜市の編入の日前に、本田宗一郎顕彰基金条例(平成15年天竜市条例第5号)の規定による基金に属する現金その他の財産は、この条例の基金に属する現金その他の財産とみなす。

(あらまし)

この条例は、市町村合併に伴い、天竜市から引き継ぐ本田宗一郎顕彰基金の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものです。